保福介第 001039 号
平成２７年６月１日

各指定（介護予防）通所介護事業所　管理者　様
各指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所　管理者　様

さいたま市保健福祉局福祉部介護保険課長
（　公　印　省　略　）

指定（介護予防）通所介護事業者による保険給付の範囲外の
通所介護サービスの取扱いについて（通知）

日頃より、本市の介護保険事業の推進につきまして、ひとかたならぬご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、指定（介護予防）通所介護（以下「通所介護」という。）における無料（低額）体験利用につきまして、平成 25 年 12 月 17 日付保福介第 868 号「通所介護における無料（低額）体験利用の実施について（通知）」でお示ししたところでありますが、無料（低額）体験の適否について、問い合わせを頂いているところです。

つきましては、「通所介護における無料（低額）体験利用」を「指定通所介護事業者による保険給付の範囲外の通所介護サービス」（以下「保険給付範囲外のサービス」という。）に改め、別紙のとおり整理いたしましたのでお知らせいたします。

また、本通知を以って、平成 25 年 12 月 17 日付保福介第 868 号「通所介護における無料（低額）体験利用の実施について（通知）」につきましては削除いたしますが、本通知が、居宅介護（介護予防）支援計画及び通所介護計画の立案や要介護（要支援）状態の利用者が事業所又はサービスを選択する手段等における、**通所介護事業所への見学を制限する趣旨ではない**ことをあらかじめ申し添えます。

問い合わせ　　さいたま市保健福祉局福祉部　介護保険課
介護保険係（048-829-1264）
事 業 者 係（048-829-1265）
ＦＡＸ　048-829-1981